中継系管路	1　設備量の算定 ⑴　ループごとに、ループ延長km（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路亘長kmとする。 ⑵　光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、これに中継系管路亘長kmを乗じたものを中継系管路条kmとする。 ⑶　⑴及び⑵で算定した中継系管路条km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（心数比及びＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルＩＰ音声系中継系管路条km及びメタルＩＰ音声系中継系管路亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該ループが属する都道府県の値とする。 ループごと中継系管路投資額 ＝メタルＩＰ音声系中継系管路条km×（中継系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価） ＋メタルＩＰ音声系中継系管路亘長km×中継系管路亘長km当たり単価	中継系管路	1　設備量の算定 ⑴　ループごとに、ループ延長km（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路亘長kmとし、光ケーブル条数を１管路当たり最大ケーブル条数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、中継系管路亘長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。 ［新設］ ⑵　⑴の中継系管路条km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条km及び音声系中継系管路亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 ループごと中継系管路投資額 ＝音声系中継系管路条km×（中継系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価） ＋音声系中継系管路亘長km×中継系管路亘長km当たり単価
加入系中口径管路	1　設備量の算定 ［⑴・⑵　略］ ⑶　局ごとに、中口径管路亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系加入系中口径管路亘長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。 局ごと加入系中口径管路投資額 ＝メタルＩＰ音声系加入系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当たり単価	加入系中口径管路	1　設備量の算定 ［⑴・⑵　同左］ ⑶　局ごとに、中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率（電柱本数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下同じ。）により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路亘長kmとする。 2　投資額の算定 ［同左］ 局ごと加入系中口径管路投資額 ＝音声系加入系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当たり単価